

宇治市告示第90号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和6年8月9日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大-4	大久保町南ノ口地内	約0.06ha	一部解除
伊-6	伊勢田町浮面地内	約0.36ha	
伊-20	伊勢田町中山地内	約0.08ha	